

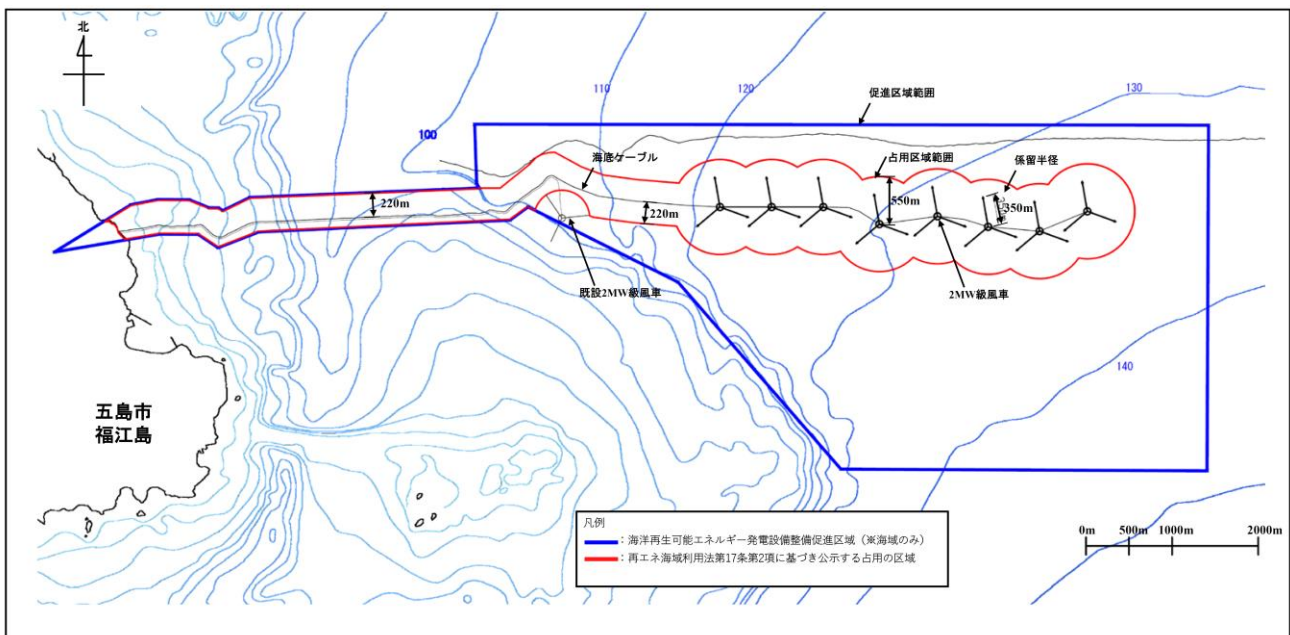
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律  
(平成三十年法律第八十九号) 第18条第3項の規定において準用する  
第17条第2項の規定により公示する事項

1. 変更認定を受けた公募占用計画の概要  
別添のとおり

2. 当該変更認定をした日  
令和5年9月22日

3. 当該変更認定の有効期間  
当該変更認定をした日から 令和34年4月25日まで

4. 促進区域内海域の占用の区域 (変更なし)



5. 促進区域内海域の占用の期間 (変更なし)  
令和4年7月1日から 令和34年6月30日まで  
(ただし、公募占用計画の認定の有効期間内に限る)